新しく変わった就学時健診

小枝達也 国立成育医療研究センターこころの診療部 2018/10/21 第109回 東京小児科医会学術講演会

COI:開示すべき事項はありません

- 1. 背景にあるもの
- 2. 主な変更点
- 3. 学校保健とのつながり

平成29年1月,総務省の「発達障害者支援に関する 行政評価・監視結果に基づく勧告」により,

1.発達障害者の医療機関受診までの待機期間が長い2.発達障害者の早期発見が不十分である

が指摘された。

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(概要)

勧告日:平成29年1月20日

勧告先:文部科学省、厚生労働省

背景

- ◆ 自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などの「発達障害」を持つ児童生徒が乳幼児期から 切れ目なく適切な支援が受けられるよう、国、都道府県及び市町村の責務や求められる取組を定めた発達障害者支援法(平成16年法 律第167号)が平成17年4月に施行
 - ※ 固有の手帳制度がない発達障害者の正確な数は分かっていないが、推計値としては、 文部科学省の調査では、公立の小・中学校の通常学級で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、平成23年度6.5%(30人学級では1~2人。13年度6.3%) 厚生労働省の調査では、医療機関に通院又は入院している自閉症、アスペルガー症候群等の患者の総数は、平成14年度の3.5万人から26年度の19.5万人に増加
- ◆ 法の施行後、発達障害に対する理解や支援の取組が進展したとの評価がある一方、乳幼児期から在学時、成人期までの各ライフステージを通じた継続的な支援に課題(発見の遅れ、進学過程での支援の途切れなど)があるとの指摘あり
- ⇒ 今回、法の施行から約10年を迎えた機会を捉え、保育所・学校現場を含む都道府県・市町村における発達障害者支援の実態を初めて調査。今後の取組に当たっての課題を整理し、関係省に改善を勧告(平28.8の改正法の運用において本勧告を踏まえた対応が期待)

調査結果(ポイント)

① 発達障害の早期発見

主な調査結果

● 乳幼児健診時や在学 中の行動観察におい て、発達障害が疑わ れる児童を見逃して いるおそれ



支援の遅れとなり、 二次障害(不登校、 暴力行為等)が発生 する場合あり

主な勧告

- 乳幼児健診における発 達障害が疑われる児童 の早期発見に資する有 効な措置
- 在学中の行動観察における着眼点等を共通化した標準的なチェックリストの提示

② 適切な支援と情報の引継ぎ

主な調査結果

- 支援計画等の作成対象が 限定され、未作成のもの あり
- 進学先に情報が引き継が れていないものあり

主な勧告

- 支援計画等の作成対象と すべき児童生徒の考え方 の提示
- 支援計画など情報の適切 な引継ぎ

③ 専門的医療機関の確保

専門的医療機関が不足 (初診待ちが長期化)

専門的医療機関確保の ための一層の取組

3. 専門的医療機関の確保

調査結果

結果報告書P303~P304

◆ 専門的医療機関の未公表

- ○発達障害の診断等を行うことができる専門的医療機関を確保し、適切な受診機会を確保する観点から、都道府県等が、当該専門的医療機関をHPで公表している例がある一方で、未公表の例(4/22都道府県等)あり
 - ※ 未公表の理由は、①公表に伴いより多くの受診予約が殺到すると業務に支障を 来す、②発達障害者支援センターにおいて利用者に案内している 等
- →利用者の適切な受診機会を確保する観点から、積極的に公表していく必要

勧告

● 発達障害に係る専門的 医療機関の積極的な公表 の促進

(厚生労働省)

結果報告書P304~P305

◆ 専門的医療機関が不足…初診待ちが長期化

- ○専門的医療機関において、発達障害が疑われる児童生徒の初診待ちが長期化
 - ✓ 初診待機日数:半数以上の医療機関(14/27病院)が3か月以上、中には最長で約10か月待ちの例あり
 - ✓ 初診待機者数:約4割の医療機関(12/27病院)で50人以上、中には待機者が 最大316人の例あり

専門的医療機関の確保の ための一層の取組(原生が働金)

(厚生労働省)

1. 発達障害の早期発見

調査結果

結果報告書P25~P33

- ◆ 健診時に、発達障害が疑われる児童を見逃しているおそれ
 - ○乳幼児健診において、発達障害が疑われる児童の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が高い例あり
 - ✓ 厚生労働省の乳幼児を対象とする研究で、顕著な発達障害の特性を示す層の 割合(有病率)は1.6%(推計)となっているが、1歳6か月児健診で4/23市 町村、3歳児健診で3/24市町村において、これを下回る発見割合(0.2%~ 1.3%)
 - ○就学時健診において、早期発見の重要性を十分認識せず、また、十分な時間が確保 できないなどを理由に、発達障害が疑われる児童の発見の取組を実施していない例 あり(11/31市町村教育委員会)
- ◆ 保育所、学校在籍時における効果的な発達障害の発見方法の普及
 - ○保育所・学校現場においては、保育士、教諭・教員による行動観察を通じて、発達 障害が疑われる児童生徒の発見に取り組んでいるが、一部の学校等では、校内共通 のチェックリストを活用(39/116校等)
 - ⇒ 教員等の経験や主観による発見の差を減じる上で効果的であるとの意見あり
 - ○国のガイドライン等は、小・中学生を対象としたもので、児童生徒の年齢・学年に応じた着眼点や項目が示されていない状況あり(教育委員会の中には、独自に幼児、高校生向けのチェックリストを作成している例あり)
 - ※発達障害の発見の遅れは、適切な支援につながらず、結果として、不登校や暴力行為などの二次障害にも発展するおそれ

勧告

- 市町村の取組実態を把握し、 発達障害が疑われる児童の 早期発見に資する有効な措置(厚生労働省)
- 早期発見の重要性の周知徹底、健診時の具体的な取組方法の提示(文部科学省)
- 発達段階に応じた行動観察 に当たっての着眼点等を共 通化した標準的なチェック リストの提示

(文部科学省、厚生労働省)

(乳幼児健診)

発達障害、特に広汎性発達障害は、1歳前後でその特徴が目立ち始めるとされており、その発見の場が、母子保健法第12条の規定に基づき市町村が実施する満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査(以下「1歳6か月児健診」という。)及び満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査(以下「3歳児健診」という。)である。

また、注意欠陥多動性障害などの発達障害は、多くの児童が保育所又は幼稚園で集団生活に慣れ始める5歳頃までには、その特性が現れるとされており、母子保健法第13条の規定に基づき市町村が任意で実施している5歳児を対象とする健康診査(以下「5歳児健診」という。)も発達障害を発見する上で重要な役割を果たすものと考えられる。

5歳児健診における発達障害の発見の取組状況

今回、5歳児健診と1歳6か月児健診及び3歳児健診との比較のため、3市町村を抽出し、5歳児健診時における発達障害の発見の取組状況を試みに調査した結果、次のような状況がみられた。調査した3市町村では、いずれも児童が通う保育所及び幼稚園の保育士、教諭等から児童の集団生活における態様を把握した上で、医師による問診、保健師による行動観察などを行っていた。これらの市町村における、5歳児健診で発達障害が疑われた児童の平成26年度の割合は、平均9.6%であり、24年度の3歳児健診時に発達障害が疑われた児童の割合と比較すると、1.8ポイント増加しており、単純に比較はできないが、3歳児健診では発見されなかった発達障害児が疑われる児童が新たに発見されている可能性があると考えられる。

後述する就学時健診を実施する市町村教育委員会からは、小学校入学のおよそ4か月前に行われる就学時健診では、発達障害が疑われる児童を発見しても入学までに十分な療育の機会が確保できないため、5歳児健診・相談の整備が必要であるとの意見がみられた(4教育委員会)ところであり、注意欠陥多動性障害などの発達障害を発見する上では、5歳児健診は市町村の任意の取組であり財政面への配慮は必要であるものの、今後も、取組が増加していくことが期待される。

5 歳児健診における発達障害の発見後の対応状況

5 歳児健診を行っている調査した3 市町村では、5 歳児健診で発達障害が 疑われる児童を発見した場合、当該児童が在籍する保育所・幼稚園を臨床 心理士等が巡回し相談対応を行うほか、状況に応じ、専門の医療機関を紹 介していた。

上記3 市町村のうち1 市町村では、平成26 年度に実施した5 歳児健診の結果、発達障害が疑われた全児童に対して、所属する保育所・幼稚園への巡回相談を実施していた。

調査した市町村では、発達障害が疑われる児童の発見後の対応として、保護者の受容が課題となっており、保護者に対しては、子どもの障害への気付きを促しつつ保護者が受容をした段階で、専門的な検査や医療機関を案内するため、案内までに時間を要する場合があるとしている。

- 1. 背景にあるもの
- 2. 主な変更点
- 3. 学校保健とのつながり

就学時の健康診断マニュアル改訂のポイント

発達障害の早期発見

発達障害者支援法(平成17年度)

第五条第二項

就学時の健康診断を行う際に早期発見に留意しなければならない

就学時の健康診断マニュアル改訂のポイント

発達障害の疑いのある者をスクリーニングする際は、発達障害等の実態把握の方法等を示した教育支援資料を参考にしたり、予め保護者等から子供の様子について実態 把握を行い面接時においてそれを参考にしたりして、行動や態度、情緒面等を把握し、教育相談・就学支援が必要であるかどうかを判断する。

教育支援資料

~障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実~

平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

実態把握

SDQ

Strength and Difficulties Questionnaire

以下のそれぞれの質問項目について、あてはまらない、まああてはまる、あてはまる、のいずれかのボックスに

検索で SDQ と入れると 一番上に、厚生労働省のお知 らせが出る



SDQのすべての質問紙をご覧になりたい方は、ホームページをご覧になって、ダウンロードしてください。研究、調査で使われるときは、ダウンロードした質問紙をそのままお使いください。ダウンロードの方法

- 1) http://www.sdqinfo.com/ (SDQホームページを開く)
- 2) Questionnaire etc.をクリック View & Download をクリック
- 3) Japaneseをクリックして、質問紙 をダウンロード

お子さんのお名前:		性別: 男	子/女子
お子さんのお誕生日:年			
	あてはまらない	まあ あてはまる	あてはまる
他人の気持ちをよく気づかう			
おちつきがなく、長い間じっとしていられない			
頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よくうったえる			
他の子どもたちと、よく分け合う(おやつ・おもちゃ・鉛筆など)			
カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくある			
一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い			
素直で、だいたいは大人のいうことをよくきく			
心配ごとが多く、いつも不安なようだ			
誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、 んで助ける	44 □		
いつもそわそわしたり、もじもじしている			
仲の良い友だちが少なくとも一人はいる			
よく他の子とけんかをしたり、いじめたりする			
おちこんでしずんでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある			
他の子どもたちから、だいたいは好かれているようだ			
すぐに気が散りやすく、注意を集中できない			
目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす			
年下の子どもたちに対してやさしい			
よくうそをついたり、ごまかしたりする			
他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする			
自分からすすんでよく他人を手伝う (親・先生・子どもたちなど)			
よく考えてから行動する			
家や学校、その他から物を盗んだりする			
他の子どもたちより、大人といる方がうまくいくようだ			
こわがりで、すぐにおびえたりする			
ものごとを最後までやりとげ、集中力もある			
署名:	年	<u> </u>	日

ご回答くださったのはどなたですか (oをつけてください):

親/保育士・教師/その他(具体的に):

trengths and Difficulties Questionnair	あては まる	ややあ てはま る	あては まらな い
1. 他人の心情をよく気づかう	2 □	1 🗆	0 🗆
2. おちつきがなく、長い間じっとしていられない	2 🗆	1 🗆	0 🗆
3. 頭がいたい、お腹がいたいなど、体調不良をよくうったえる	2 🗆	1 🗆	0 🗆
4. 他の子供たちと、よく分け合う (ごほうび・おもちゃ・鉛筆など)	2 🗆	1 🗆	0 🗆
5. カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくある	2 🗆	1 🗆	0 🗆
6. 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い	2 🗆	1 🗆	0 🗆
7. 素直で、だいたいは大人のいうことをよくきく	0 🗆	1 🗆	2 □
8. 心配ごとが多く、いつも不安なようだ	2 🗆	1 🗆	0 🗆
9. 誰かが傷ついたり、怒っていたり、気分がわるい時など、すすんで手をさ しのべる	2 🗆	1 🗆	0 🗆
10. いつもそわそわしたり、もじもじしている	2 □	1 🗆	0 🗆
11. 仲の良い友達が少なくとも一人はいる	0 🗆	1 🗆	2 🗆
12. よく他の子とけんかをしたり、いじめたりする	2 □	1 🗆	0 🗆
13. おちこんでしずんでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある	2 🗆	1 🗆	0 🗆
14. 他の子供達から、だいたいは好かれているようだ	0 🗆	1 🗆	2 🗆
15. すぐに気が散りやすく、注意を集中できない	2 □	1 🗆	0 🗆
16. 目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす	2 🗆	1 🗆	0 🗆
17. 年下の子供達に対してやさしい	2 🗆	1 🗆	0 🗆
18. よくうそをついたり、ごまかしたりする	2 □	1 🗆	0 🗆
19. 他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする	2 🗆	1 🗆	0 🗆
20. 自分からすすんでよく他人を手伝う (親・先生・友達など)	2 🗆	1 🗆	0 🗆
21. よく考えてから行動する	0 🗆	1 🗆	2 🗆
22. 家や学校、その他から物を盗んだりする	2 🗆	1 🗆	0 🗆
23. 他の子供達より、大人といる方がうまくいくようだ	2 🗆	1 🗆	0 🗆
24. こわがりで、すぐにおびえたりする	2 🗆	1 🗆	0 🗆
25. ものごとを最後までやりとげ、集中力もある	0 🗆	1 🗆	2 🗆

- ①行為面
- ②多動性
- ③情緒面
- ④仲間関係
- ⑤向社会性

Strengths and Difficulties Questionnaire

	あて	ややあて
行為面	はま	あて
17 49 田	る	はま

5. カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事が

7. 素直で、だいたいは大人のいうことをよくきく

12. よく他の子とけんかをしたり、いじめたりする

18. よくうそをついたり、ごまかしたりする

22. 家や学校、その他から物を盗んだりする

よくある

つ

20

 \Box

20

20

20

ろ

1 🗆

1 □

1 🗆

1 □

あて

はま

 Ω

20

 Ω

 \Box

 Ω

Strengths and Difficulties Questionnaire

ろ

1 🗆

1 □

1 🗆

 \Box

 $O\square$

20

20

20

20

 \Box

 $O\square$

A-71-	あて はま	ややあて
多動面	3	はま

2. おちつきがなく、長い間じっとしていられない

10. いつもそわそわしたり、もじもじしている

15. すぐに気が散りやすく、注意を集中できない

25. ものごとを最後までやりとげ、集中力もある

21. よく考えてから行動する

Strengths and Difficulties Questionnaire

信終而	あてはま	ややあて

3. 頭がいたい、お腹がいたいなど、体調不良をよく

13. おちこんでしずんでいたり、涙ぐんでいたりするこ

16. 目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、

8. 心配ごとが多く、いつも不安なようだ

24. こわがりで、すぐにおびえたりする

うったえる

とがよくある

すぐに自信をなくす

3

20

20

20

20

20

はま

1 □

1 🗆

1 I

1 □

1 □

ろ

あて

はま

らな

 Ω

 \Box

 Ω

 \Box

 Ω

仙問 関係	あて はま あて

6. 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い

14. 他の子供達から、だいたいは好かれているようだ

19. 他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれ

23. 他の子供達より、大人といる方がうまくいくようだ

11. 仲の良い友達が少なくとも一人はいる

たりする

Strengths and	Difficulties	Questio	nnai	re
			l	

あて

はま

 \Box

20

20

 \Box

 \Box

しい

はま

1 🗆

1 🗆

1 □

1 🗆

1 🗆

ろ

る

20

 \Box

 \Box

20

20

Strengths and Difficulties Questionnaire

3			
		あてはま	ややあて

otrongtho and billioattico questic	, i i i i i	
	あて	P.

问在会性

4. 他の子供たちと、よく分け合う(ごほうび・おも

9. 誰かが傷ついたり、怒っていたり、気分がわるい時

20. 自分からすすんでよく他人を手伝う(親・先生・友

1. 他人の心情をよく気づかう

など、すすんで手をさしのべる

17. 年下の子供達に対してやさしい

ちゃ・鉛筆など)

達など)

Strengths and D	Difficulties	Questionnaire

Strengths and Difficulties	Questionnaire

あて

はま

らな

 \Box

 \Box

 \Box

0 🗆

 Ω

しい

はま

1 🗆

1 🗆

1 I

1 🗆

1 □

ろ

る

20

20

20

20

20

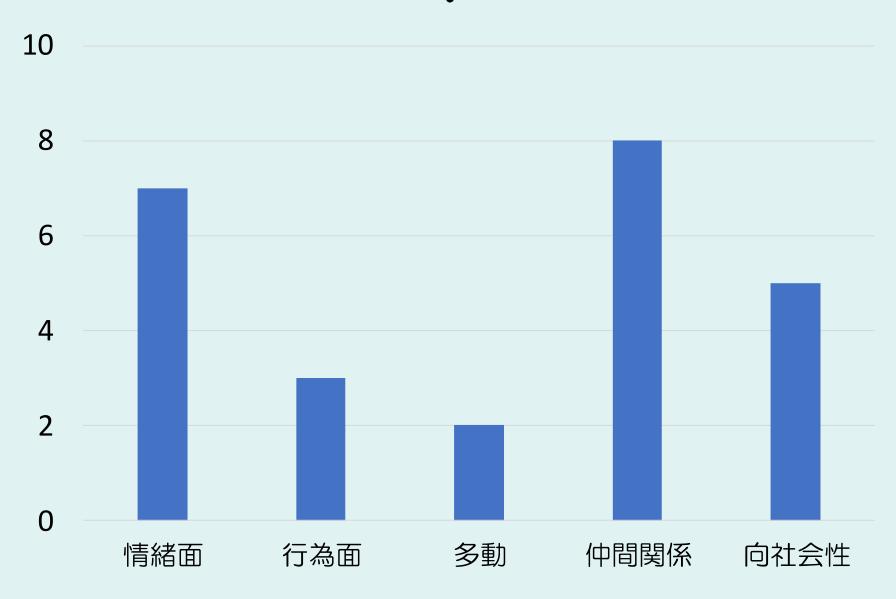
Strengths and Difficulties Questi	on	naı	re

日本におけるSDQ(保護者評価)の標準値 (4-12歳、 2899 名のデータから分析)

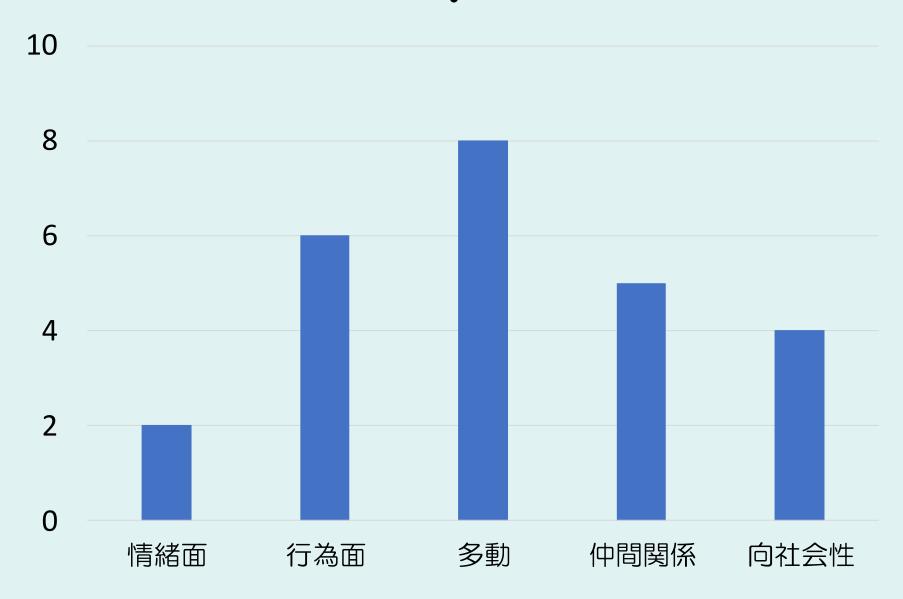
(Matsuishi et al. Brain & Development 2008;30:410-415.から翻訳抜粋)

	Low Need	Some Need	High Need
Total Difficulties Score	0-12	13-15	16-40
情緒	0-3	4	5-10
行為	0-3	4	5-10
多動•不注意	0-5	6	7-10
仲間関係	0-3	4	5-10
向社会性	6-10	5	0-4

7歳男児 IQ:96 ASD



7歳男児 IQ:102 ADHD



SDQの活用例

就学時健診の面接で活用

事前に保護者がつけて、学校が分析 教育相談や就学支援に活かす

就学健診後に活用

就学時健診時に実施

健診の面接結果と合わせて総合的に判断

教育相談や就学支援に活かす

面接の内容の変更

1. 発達の状態に関する面接



1. 知的発達の状態に関する面接

(参考) 知的発達について

ア 問題1から問題7までは、幼児の発達段階をみる目安と して設定したもので、問題5までができる幼児は、概ね 4歳の発達段階を超えているといえる

イ しかし、幼児の発達段階をみるには、正確な発達検査や 専門医の診断等によらなければならない。

面接の内容の変更

2. 言語に関する面接

問題9 文字への関心興味

本を見ることを好むかどうか、一人ひとりたずねる。明らかに好まない場合には保護者等にも同じ内容を尋ね、明らかに好まない場合には入学当初から文字の習得の程度に留意する。

面接の内容の変更

3. 行動や態度、情緒面に関する面接

(参考)

- 面接時に勝手に立ち上がったり、席を離れたりする
- 面接時の質問を聞き返したり、聞き逃したりする
- 面接時に順番を守らないなど、他の子どもとの協調性に乏しい
- 面接時のやり取りにおいて、一方的だったり、ずれたりした回答を する
- 視線が合いにくい
- とても不安そうである
- 吃音やチックが見られる
- 人前で話さない

事後措置

就学時の健康診断において、発達障害を含む障害の疑いがある場合には、教育相談や就学支援を担当する部局及び保健・福祉部局と連携し、情報の共有や引き継ぎ等の手続き等をあらかじめ策定しておき、適切に保護者に対し教育相談、子育て相談、心理発達相談、かかりつけ医への相談へ引き継ぐことなどが大切である。

診察方法

- > 安静閉眼 20秒維持
- > Syntax課題

右手で右眼をかくす

左手で左耳をつまむ

右手で左眼をかくす

左手で右耳をつまむ

発達の変曲点

- > 5歳半(年長組) · · · · 布置が身につく
- ▶ 10歳(小学4年生) • 親を参照しなくなる
- ▶ 14歳(中学2年生)・・・・夜、一人で過ごす

布置の力

- > 言語では「文脈を理解する力」
- → 行動では「見通しを持つ力」

幼稚園教育要領解説本に掲載

序章 第2節 1. 幼児期の特性

また、幼稚園における生活の流れが把握できていないと、幼児は、今目の前で起きていることにとらわれ、やりたいことができないとなく、怒るなどの情緒的な反応を示すことがある。幼稚園生活の中で、活動の区切りに教師や友達と共に振り返りの経験を積むことや教師が適切な言葉掛けをすることなどにより、幼児は徐々に過去と今、今と未来の関係に気付くようになり、活動の見通しや、期待が持てるようになっていく。

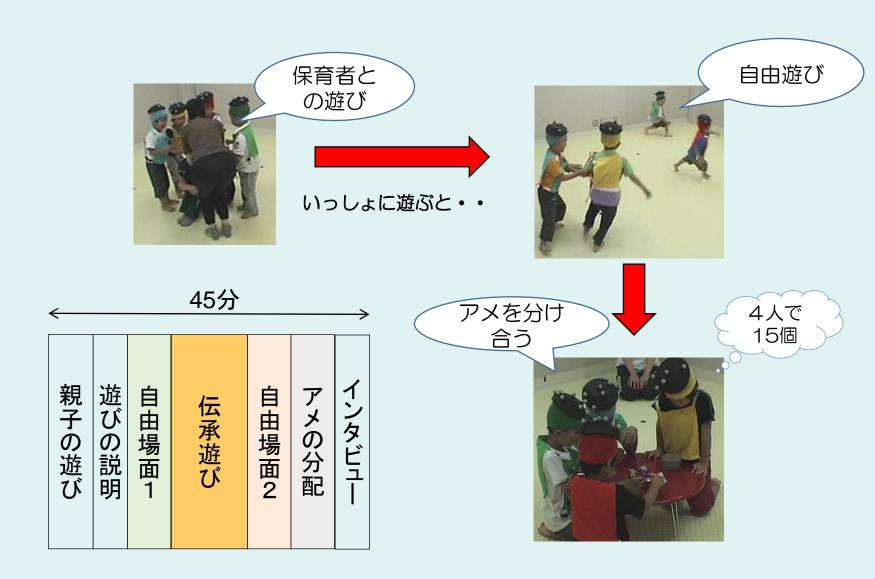
すくすくコホート研究 平成16年~25年



集団遊びの観察

お互いを知らない4人の子どもたちが, 遊びを通して仲良くなっていく様子を観察しました.

保育的観察(5~6歳)



5歳はいっしょの動きで遊ぶ



保育士との遊び

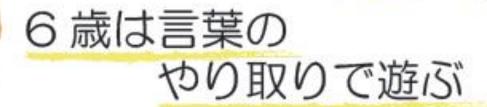
いっしょに遊ぶと…

5 歳では, はじめに 大人が遊びの足場を 作ることが効果的 5歳児も子ども達 だけで遊べるよう になる



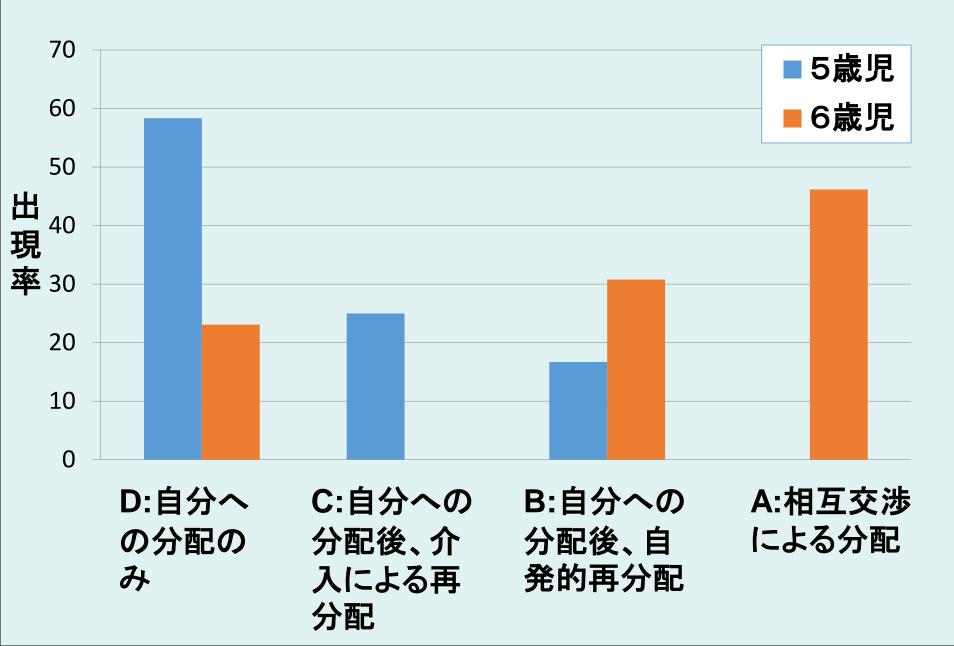
6歳児は、いっしょに 遊んだ後、話し合いながら おやつを分け合える





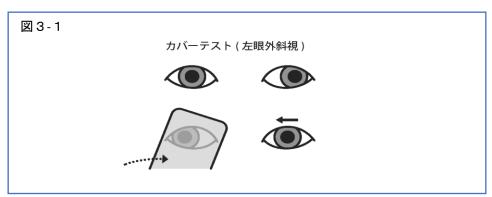
6歳の子どもたちは、保育者との活動を通して仲良く遊ぶと、 そのあとは、自分たちでルールのある遊びを展開し、 おやつを分ける時も話し合いで問題を解決しようとします。

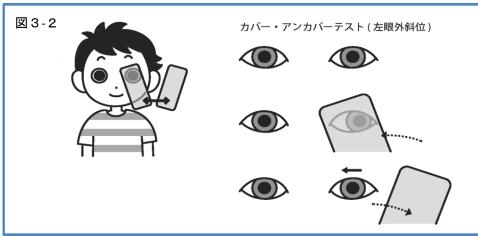
15個の飴を4人で分ける課題

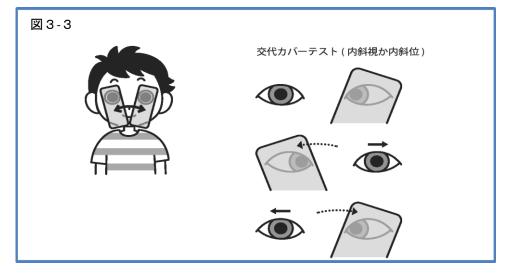


その他の変更点

眼科健診にてカバーテストが加わった







- 1. 背景にあるもの
- 2. 主な変更点
- 3. 学校保健とのつながり

学校保健法 → 学校保健安全法

(平成20年6月)

(学校医の職務執行の準則)

- 第二十二条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。
- ー 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要 な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。・・・新設項目
- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執 務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

(保健指導)

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健 康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、 児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると 認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な 指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育 法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三 十条において同じ。) に対して必要な助言を行うものとす る。

"教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応" (H21年3月 文部科学省)

学校医・学校歯科医の役割のポイント

- ① 子どものメンタルヘルスについて医療的な見地から学校を支援する
- ② 学校と地域の医療機関等へのつなぎ役になる
- ③ 健康診断等から、児童虐待等の早期発見に努める
- ④ 専門的な立場から健康相談、保健指導を行う
- ⑤ 学校保健委員会に参加し、専門的な立場から指導・助言を行う

教職員のための 子どもの健康観察の方法と 問題への対応

心の健康問題の組織的な対応の進め方 子どもからの相談依頼 <養護教諭> <担任等すべての教職員> 健康観察、健康相談等 健康観察等 支援を必要とする子どもに対する 支援を必要とする子どもに対する気 保護者からの相談依頼 付き 気付き 「校内委員会」への協議の要請 構成員への連絡・調整 「校内委員会」の会議の開催 継続支援 初期対応 問題の把握 経過報告 ·事例検討会 情報収集 ・問題の分析 支援計画の見直し 支援方針・計画 必要に応じて医療 メンバーの役割分担 機関等の社会資源の活用 必要に応じて スクールカウンセラー *必要に応じてチームを編成する ・その他 校医へ連絡・相談 学年会健 子どもの支援の実施 ・職員会議への報告、 保護者との連携 必要に応じて医療 必要に応じて協議 機関との連携 (共通理解) 子どもの支援の評価 「子どものメンタルヘルスの理解とその対応 H19 日本学校保健会 | 一部改変

(2)発達障害のある子どもの健康観察

<発達障害のある子どもの健康観察記録表 (例) >

A.	集団の中での様子	1	 2	 3	 4	 5
B.	碟通性	1	 2	 3	4	5
C.	注意	ĺ	2	3	4	 5
D.	衡動性	ì	2	 3	 4	 5
E.	学習	1	 2	 3	 4	 5
F.	手先や身のこなし	1	 2	 3	 4	 5
G.	こだわり	1	 2	 3	4	 5
H.	感覚の過敏さ	ĵ.	2	3	4	5

まとめ

- 1. 改訂された就学時健康診査では、発達障害を発見することが強調された。
- 2. SDQの活用、乳幼児健診結果の活用に加えて、面接方法を変更することにより、発達障害が疑われる小児に気づくこととなった。
- 3. 学校保健においても子どもの保健指導を行うことが義 務付けられている。